

日本版デュアルシステムの推進

文部科学省

- 専修学校における先導的モデルカリキュラムの開発
- 専門高校等において導入のためのモデル事業を実施

厚生労働省

- 進路が決まらない学卒者等に対する体験講習の実施
- 専修学校等と受入企業との間のコーディネート

日本版デュアルシステム

例; 週3日は教育訓練機関で座学、週2日は企業で実習

座学 (教育訓練機関)



実習 (企業)



能力評価

一人前の
職業人

高校
在校生

高卒未
就職者

無業者

フリーター

(16年度の実施状況)

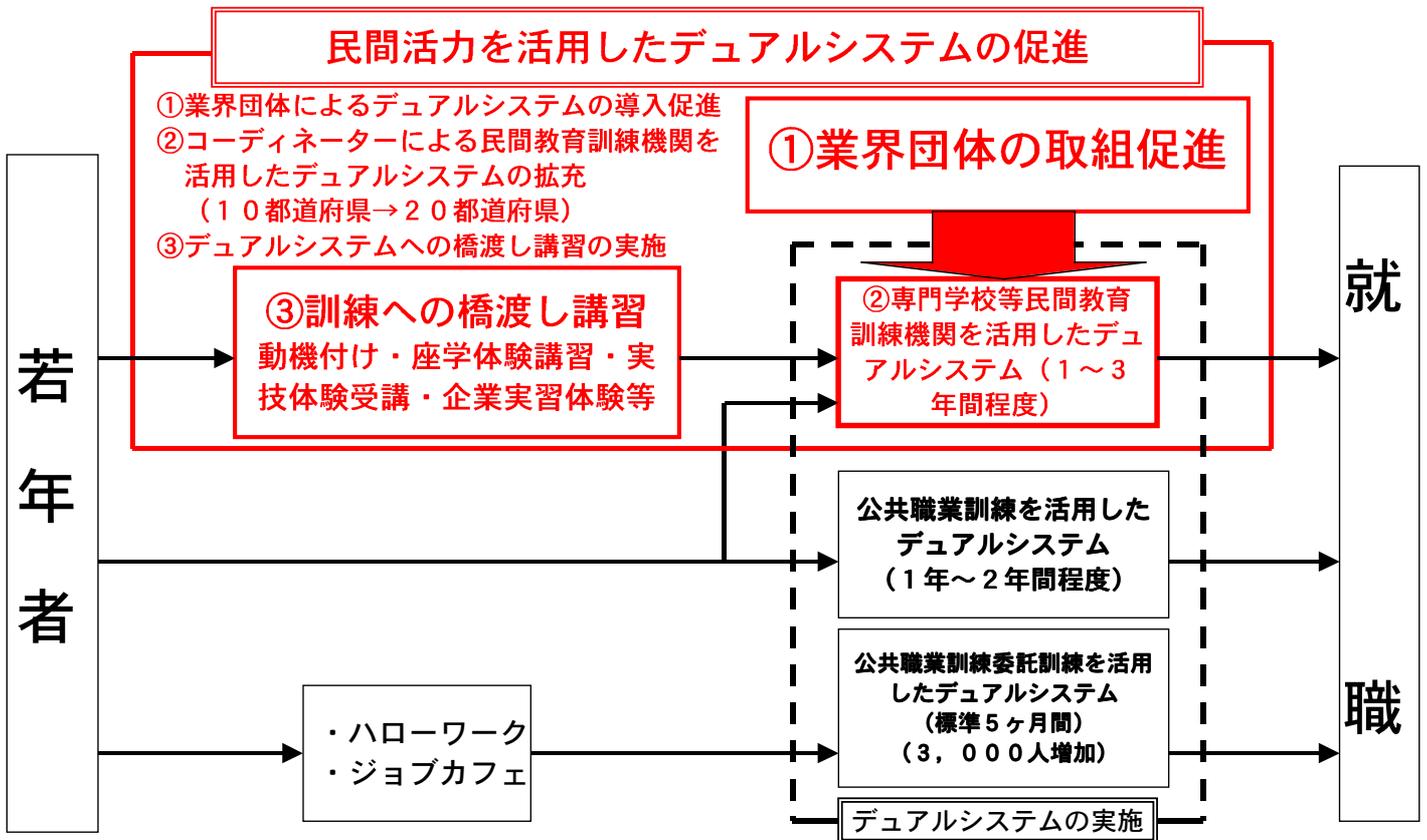
○短期訓練(標準5ヶ月間)については、1月末までに全国で約**23,000人**が受講

○長期訓練(1年~2年間)については、今年度中に**28都道府県**で実施予定

○専門高校等においてモデル事業(15地域)を、専修学校において教育プログラム開発(14校)を実施中(文部科学省)

《日本版デュアルシステムの拡充》

16年度：75億円 → 17年度：102億円



日本版デュアルシステムコーディネーター事業について

(平成16年度予算額：1.6億円 → 平成17年度予定額：3.2億円)

若年者のフリーター化・無業化を防止しつつ、企業の求人内容の高度化のニーズに対応した実践的な能力を修得するため、日本版デュアルシステムを16年度より導入したところである。

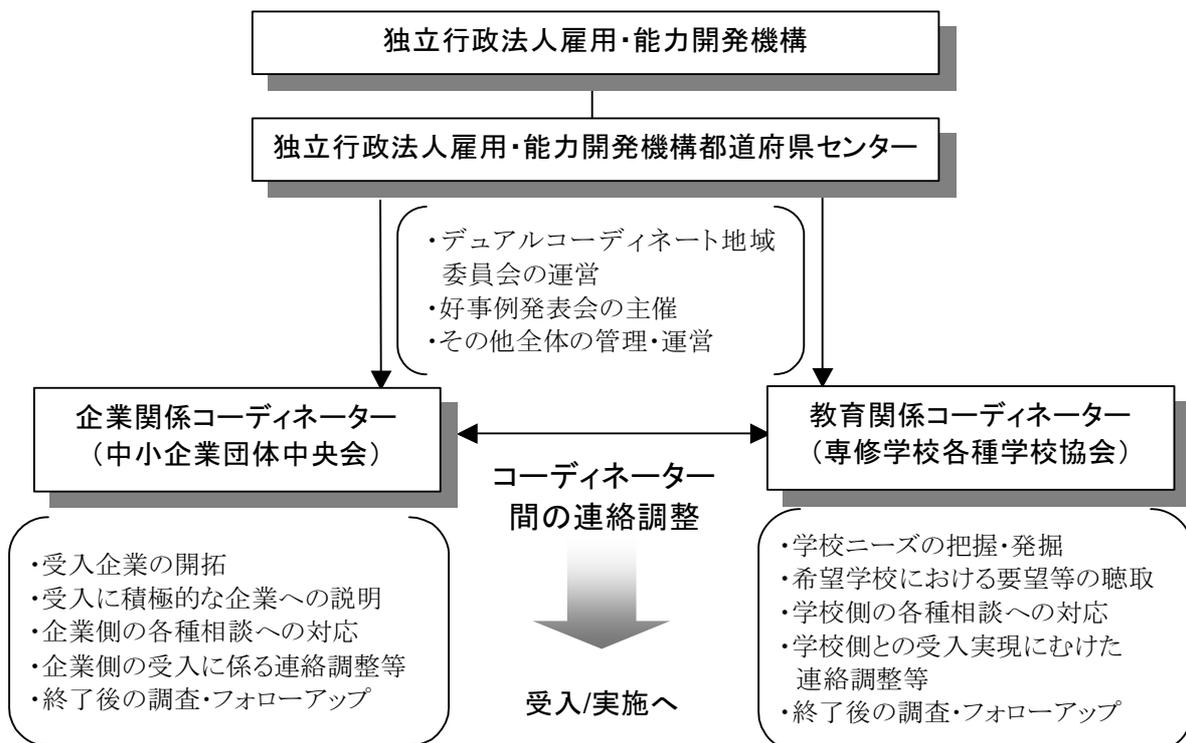
16年度においては、民間教育訓練機関を活用したデュアルシステムを推進するため、10都道府県（北海道、群馬、東京、神奈川、静岡、愛知、大阪、広島、福岡、沖縄）に、教育訓練機関と企業の連絡調整等を行う日本版デュアルシステムコーディネーターを配置し、学校と企業との連携による日本版デュアルシステムの導入促進を図ってきたところである。

平成17年度においては、民間教育訓練機関におけるデュアルシステムの普及を更に進めるため、20都道府県に拡充して配置することとしている。

厚生労働省においては、専修学校等民間教育訓練機関が実施する教育訓練については、その内容が以下の基準を満たすものを「日本版デュアルシステム」として取り扱っている。

- ① 総訓練期間が概ね1年間以上であること（総訓練時間については、現在実施している課程を標準とする。）
- ② 企業実習及びOJTの時間の合計が、総訓練時間の2割以上を占めていること
- ③ 企業実習及びOJT部分の内容が、単なる労務の提供ではなく、Off-JT部分の内容と密接に関連していること
- ④ Off-JT部分並びに企業実習及びOJT部分について、訓練修了時の能力評価が行われること

【コーディネーター事業のイメージ図】



※本案は検討段階のものであり、今後変更が有り得る。

平成17年度デュアルシステム橋渡し講習実施要領（案）

1. 趣旨

厚生労働省では、若年者のフリーター化・無業化を防止しつつ、企業の求人内容の高度化のニーズに対応した実践的な能力を修得するため、日本版デュアルシステムを平成16年度より導入したところであり、今後、実績を上げ、社会的な評価を高めていく必要があるが、新たな仕組みであること、コース内容等について十分な情報が得られないこと等により、若年者が訓練の受講を躊躇することが考えられる。

このため、専修学校等が、高等学校等の関係機関との連携により受講が望ましい者を把握の上、デュアルシステム橋渡し講習（以下「橋渡し講習」という。）を実施することとし、日本版デュアルシステムへの円滑な移行を促進し、これらの者のフリーター化・無業化の防止に努めるとともに、日本版デュアルシステムの新たな職業訓練システムとしての社会的定着を図る。

2. 実施体制

橋渡し講習は、厚生労働省から委託を受けた各都道府県の専修学校各種学校団体（以下「実施団体」という。）が、傘下の専修学校及び各種学校に再委託して実施するものとする。

実施団体は、傘下の専修学校及び各種学校が、平成17年度中又は平成18年4月からの実施を予定している教育訓練コースについて、以下の①～④の基準を満たすものを、その名称中に「日本版デュアルシステム」等の文言が用いられているか否かに関わらず「日本版デュアルシステム」と見なし、当該教育訓練コース（以下「橋渡し先の教育訓練コース」という。）の実施を予定している専修学校及び各種学校に再委託して実施するものとする。

- ① 総訓練期間が概ね1年間以上であること（総訓練時間については、現在実施している課程を標準とする。）
- ② 企業実習及びOJTの時間の合計が、総訓練時間の2割以上を占めていること
- ③ 企業実習及びOJT部分の内容が、単なる労務の提供ではなく、Off-JT部分の内容と密接に関連していること
- ④ Off-JT部分並びに企業実習及びOJT部分について、訓練修了時の能力評価が行われること

なお、実施団体から委託を受けた専修学校及び各種学校（以下「橋渡し講習実施主体」という。）が、橋渡し先の教育訓練コースの名称中に、「日本版デュアルシステム」等の文言を用いていない場合であっても、橋渡し講習の広報等に当たっては、「橋渡し先の教育訓練コースは、日本版デュアルシステムの趣旨を踏まえたコースである。」等の文言を積極的に用いることとする。

また、橋渡し先の教育訓練コースについては、厚生労働省ホームページ内「日本版デュアルシステムホームページ」（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syokunou/dual/index.html>）において、その概要を（別添）の様式により掲載することとする。

3. 橋渡し講習の対象者

自らの適性についての理解が不十分であるが、技能習得について関心のある、18歳以上35歳未満の、高等学校第三学年の在校生、フリーター、無業者等であって、各実施団体が、橋渡し講習を実施することが適切であると判断する者を対象として実施する。

実施団体は、受講希望者から受講申込みを受け付け、講習開始1週間前までに、受講者・受講内容を確定し、受講決定者に受講決定通知を送付する。定員を超過した場合には、受講できない申込者に対してその旨を連絡し次回受講希望を確認する。

4. 受講後の措置

橋渡し講習実施主体においては、橋渡し講習終了後、受講生を、予め指定した橋渡し先の教育訓練コースに入学させるよう努め、その移行状況を把握するものとする。

5. 橋渡し講習のコース設定

(1) 橋渡し講習は、橋渡し先の教育訓練コースを短期間で体験できる内容とし、次の①～④の各内容を必ず盛り込むものとする。

- ①橋渡し講習の趣旨の説明、進路相談等を実施する説明会（初日に開催）
/ 2時間以上
- ②座学の体験受講 / 4時間以上(②と③の合計で16時間以上)
- ③事業主等による実習体験 / 4時間以上(②と③の合計で16時間以上)
- ④橋渡し先の教育訓練コースへの誘導等を実施する総括説明会(最終日に開催)
/ 2時間以上

③については、現職従事者との意見交換、模擬実習体験等を実施することが望ましいが、橋渡し先の教育訓練コースの円滑な受講に資するものであれば、事業所見学等比較的軽易なものでも可とする。

(2) 1コースの受講生数は、概ね10人から30人とし、実情を踏まえ弾力的に取り扱うものとする。なお、事業主等による実習体験の部分については、受入事業所の受入れ能力を勘案して弾力的に取り扱うこと。

(3) 講習期間は、概ね10日間で40時間を標準とし、最低5日間で20時間は確保することとする。

(1)の③については、総講習時間の2割以上の時間を確保すること。

6. 実施時期

橋渡し講習の実施時期は、以下の3期に分け、厚生労働省と実施団体間の契約はそれぞれの実施時期ごとに締結するものとする。

- ①第1期
第1期の実施時期を7～9月とする。
- ②第2期
第2期の実施時期を10月～12月とする。
- ③第3期
第3期の実施時期を1～3月とする。

7. 委託費

橋渡し講習の委託費は、厚生労働省から実施団体に対し、受講生1人当たり15,000円を支払う。

委託費の支払いについては、実施時期ごとに、委託金額の確定後の精算払いとする。

8. 受講料

受講料は無料とする。

ただし、受講者本人の所有に属するテキスト代等は、受講者本人の負担とすることができる。

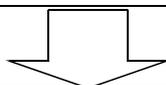
(別添)

「日本版デュアルシステムホームページ」
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syokunou/dual/index.html>)

(画面A)

○専修学校等民間教育訓練機関で実施されているデュアルシステム

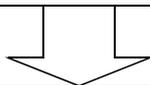
- ・北海道
- ・青森県
- ・
- ・東京都 (クリックで画面Bへ)
- ・神奈川県
- ・



(画面B)

○東京都でデュアルシステムを実施中している専修学校等民間教育訓練機関

- ①○○電子専門学校
- ②△△専門学校 (クリックで画面Cへ)
- ③□□ビジネス専門学校
- ④××栄養専門学校
- ・
- ・



(画面C)	
△△専門学校 (学校名)	(住所、連絡先、WEBアドレス等)
学校概要	
橋渡し講習 概要	
橋渡し先の教育 訓練コース概要	
その他備考	